大阪市労使関係に関する条例施行規則

制　　定　平24．８．１　規則207

　最近改正　令４．３．31　規則89

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪市労使関係に関する条例（平成24年大阪市条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　本交渉　次号及び第３号に掲げる交渉以外の交渉をいう。

(2)　小委員会交渉　交渉の議題のうち特定の分野について事前協議として行う交渉をいう。

(3)　事務折衝　交渉の対象となる事項に係る細目的事項について事前協議として行う交渉をいう。

(4)　予備交渉　条例第５条第１項の規定により交渉に必要な事項を取り決めるために行う協議等をいう。

（交渉の申入れ等）

第３条　条例第３条各号に掲げる事項（以下「交渉事項」という。）が生じた場合は、労働組合等（条例第２条に規定する労働組合等をいう。以下同じ。）又は本市の当局のいずれかが交渉の申入れを行い、予備交渉を経て交渉を行うものとする。

２　本市の当局は、労働組合等の構成員である職員（条例第２条に規定する職員をいう。以下同じ。）で専従許可（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の２第１項ただし書及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第６条第１項ただし書（同法附則第５項において準用する場合を含む。）に規定する許可をいう。）を受けている職員以外のもの（次項において「労働組合等の構成員である職員」という。）に対し交渉に関する連絡をとる場合は、当該職員の勤務時間以外の時間に行わなければならない。

３　労働組合等の構成員である職員は、本市の当局に対し交渉に関する連絡をとる場合は、当該職員の勤務時間以外の時間に行わなければならない。

４　交渉又は予備交渉を行う場所の使用に経費を要する場合は、労働組合等及び本市は、それぞれその半額を負担する。

（所属における交渉事項）

第４条　交渉事項のうち、次に掲げる事項で各所属が適法に管理し、又は決定することができるものについては、当該所属が交渉を行うものとする。

(1)　勤務時間の設定及び変更に関する事項

(2)　勤務形態の設定及び変更に関する事項

(3)　休憩及び休息時間の設定及び変更に関する事項

(4)　休日の設定及び変更に関する事項

(5)　労働に関する安全及び衛生に関する事項

(6)　職場環境の改善等に関する事項

(7)　職制の廃止及び事業の改廃等に伴う職種の変更に関する事項

(8)　業務執行体制の変更に伴う職員の勤務労働条件の変更に関する事項

(9)　その他前各号に準ずる職員の勤務労働条件に関する事項

（管理運営事項についての説明）

第５条　条例第４条第２項ただし書の規定により交渉において必要な範囲内において同項ただし書に規定する管理運営事項（以下「管理運営事項」という。）について説明を行うことができるのは、当該管理運営事項の実施が職員の勤務労働条件に影響を及ぼすため、当該管理運営事項について説明を行うことが本交渉、小委員会交渉及び事務折衝を円滑に進めるために必要であると認められる場合とする。

２　条例第４条第２項ただし書の規定により管理運営事項について説明を行う場合は、当該管理運営事項に関し労働組合等からの意見及び要望を受け付けてはならない。ただし、労働組合等からの質問に対し回答することを妨げない。

（条例第６条第１項の市長が定める交渉）

。

（施行の細目）

第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月31日規則第89号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。